

下院司法委員会知財小委員会
「制度ハーモナイゼーション」に関する公聴会開催

2006年4月27日
JETRO NY 澤井

本日、下院司法委員会裁判所・インターネット・知的財産小委員会(委員長ラマー・スミス議員)は、「制度ハーモナイゼーション」と題し、ディッキンソンGE副社長(元USPTO長官)、アーミテージEli Lilly社上級副社長、小規模企業代表のミュラーDigital Now社¹社長、個人発明家団体を代表する経済評論家兼作家のチョート氏を証人とした公聴会を開催した。

1. 証人

- Todd Dickinson, Vice President and Chief Intellectual Property Counsel, GE.
- Robert A. Armitage, Senior Vice President and General Counsel, Eli Lilly and Co.
- Gary Mueller, President and CEO, Digital Now Inc.
- Pat Choate, Political Economist and Author, *Hot Property: The Stealing of Ideas in an Age of Globalization*.

2. スミス委員長(共)開会挨拶

スミス委員長は、特許改革法案(HR2795)の概要を述べつつ、特許制度の国際調和の重要性を指摘。特に、制度調和は、コスト削減、国際的な予見性向上、特許の質改善、発明奨励に繋がると言明。現行制度は、高コスト構造であり、不確実なものとして、先願主義等を導入し国際的な権利取得の効率化を要請した。

3. 証人陳述要旨²

(1) ディッキンソン GE 副社長

米国特許制度は、04年に公表された全米科学アカデミー(NAS)報告書「21世紀の特許システム」の提言を採用すべき。

¹ 議場配付資料によれば、Digital Now社は、デジタル画像技術を扱う数名の社員からなる小規模企業。

² 各証人による議場配付資料は、下記参照。

ディッキンソン副社長: <http://judiciary.house.gov/media/pdfs/dickinson042706.pdf>

アーミテージ上級副社長: <http://judiciary.house.gov/media/pdfs/armitage042706.pdf>

ミュラー社長: <http://judiciary.house.gov/media/pdfs/mueller042706.pdf>

チョート氏: <http://judiciary.house.gov/media/pdfs/choate042706.pdf>

Coalition Printをまとめた 30 数社³を代表し発言。グローバル社会が進展する中、今日の米国制度では、コスト、時間、リソース何れも重複的なものとなるゆえ、特許制度についても一層グローバル化すべき。米国のみならず、他国における特許ポートフォリオを維持するために、GE社は 3200 万ドルを余計に支出。

他国にならう先願主義の導入を支持。先発明制度は、発明日立証等のために高コスト構造。従来技術の再定義、ベストモード要件の廃止、18 ヶ月公開の例外規定の撤廃についても支持。

特許関係手数料歳入の PTO 会計から一般会計への転用 (diversion) は、強く反対。

(2) アーミテージ Eli Lilly 社上級副社長

特許制度調和は未だ実現していないとはいえ、それに向け 1966 年、92 年、そして 2005 ~ 06 年と、これまで三度の局面があり、段階的に進展。今こそ、公正さと均衡を図るべく、急進的 (radical) かつ意義ある (significant) 改革が必要。全米科学アカデミー報告書「21 世紀の特許システム」は、参酌すべきテンプレート。

制度改革に向けた鍵は、客観性 (objectivity) と透明性 (transparency)。HR2795 は情報普及に繋がり、より限定されかつ明確な特許権は、他者からの疑念を払拭する。こうした透明性の確保は、法的コストを下げ、紛争を未然に防止する。

(3) ミューラー Digital Now 社社長

小規模企業にとっては、第一にグローバルな市場を確保するためであっても各国に特許出願する余裕はない。第二に出願後、即時に投資の回収が必要なもの。第三に、制度の流動性は革新性に寄与。USPTO はターボチャージャーを備えるべき。発明者にとって市場を確保するための窓は小さいゆえ。

先願主義は制度の複雑さを解消し、国際的に調和のとれた公開制度は技術普及に繋がるもの。今般の制度改革の議論は小規模企業を支援するものであり支持。併せて、小規模企業にとっては、制度の普及啓発こそ重要。

(4) チョート氏

制度調和を誰も妨げない。但し、現行米国制度は最善のものであり、他国が米国に倣うべきであって、他国に倣うべきではない。今日の議論は、制度低下を目指す調和。また、国際的な特許言語として英語が使用されるべき。

³ GE社は、先のCoalition Printをまとめた 33 社の一つ。

日本の IPDL に対する中国・韓国からの莫大なアクセス件数から明らかなように、公開件数を増やすことは、中国や韓国からの模倣を増やすだけ。

4. 質疑応答

- (1) (スミス委員長及びバーマン次席委員(民)は、各証人に対し、先願主義に対する考え方を改めて質したところ、)ディッキンソン氏は、先願主義はインターフェアレンス手続きを減らすものであり、モッシンホフ元 USPTO 長官の調査を引用しつつ、同手続きはこれまでも小規模発明家に対しアドバンテージを与えていないと回答。アーミテージ氏は、現在審議されている先発明者先願主義は、グレースピリオドを認めない欧州における先願主義とは性格を異にするものと補足。チョート氏は、ディ氏等に異を唱え、現行特許システムは、数百年もの間、発展し続けてきたものであり、変化は不要であり、将来の足かせになるだけと回答。ディ氏、ア氏はこれに反発。ア氏は、制度とは変化に対し柔軟であるべきとしつつ、先発明主義の下では、誰かが先んじて発明をしていたとしても、それは誰にもわからないものと、その不透明性を問題提起。
- (2) (シフ議員(民)は、先願主義は、大学のシステムに如何なる影響を与えるかと質したところ、)ミューラー氏は、仮に先願主義となったとしても、学生や小規模研究所が焦るとは思えないと回答しつつ、効率性の向上は、むしろ大学にとって都合が良いものと指摘。

(了)